

龍ヶ崎市・利根町・河内町地域  
循環型社会形成推進地域計画  
第2期

龍ヶ崎市

利根町

河内町

龍ヶ崎地方塵芥処理組合

平成30年11月



## 目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 .....	1
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	3
3. 施策の内容 .....	7
4. 計画のフォローアップと事後評価.....	12
様式1 循環型社会形成推進交付金事業実績総括表1 .....	13
様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施総括表2 .....	14
様式3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧.....	15
参考資料様式1 施設概要(マテリアルリサイクル施設系) .....	16
添付資料1 対象地域図.....	17
添付資料2 地域内の施設の現状と予定(位置図).....	18
添付資料3 現有処理施設の概要.....	19
添付資料4 目標の設定に関するグラフ等.....	22
添付資料5 分別区分説明資料.....	30

## 1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町名 龍ヶ崎市、利根町及び河内町

面積 147.75 km<sup>2</sup>(平成29年全国都道府県市区町村別面積調\_\_国土地理院)

人口 103,184人(平成30年3月31日現在)

(内訳)

市町名	龍ヶ崎市	利根町	河内町
面積 (km <sup>2</sup> )	78.55	24.90	44.30
人口 (人)	77,699	16,402	9,083



図1 龍ヶ崎市、利根町、河内町の位置

### (2) 計画期間

本計画は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

本地域では、くりーんプラザ・龍(以下、「本施設」とする。)にて、龍ヶ崎市、利根町及び河内町から排出される一般廃棄物の処理・処分を行っている。本施設で処理されるごみは、委託・許可業者による収集と、直接搬入によって搬入される。可燃系ごみは焼却処理後、焼却残さの熔融処理を行い、スラグは本施設の最終処分場の覆土材として有効利用している。飛灰は固化処理後、最終処分場に埋立てている。不燃系ごみはリサイクル施設にて、可燃性残さ、不燃性残さ及び資源物に選別後、可燃性残さの焼却処理を行い、不燃性残さは最終処分場に埋立てている。今後は、現状の収集体制、処理体制を継続していく予定である。

各市町では、資源化の促進や各種啓発活動など、生活系ごみの発生抑制、排出抑制を中心に様々な取組を実施している。また、龍ヶ崎地方塵芥処理組合(以下、「組合」とする。)では、事業者に対する搬入検査及び指導を行っている。

資源ごみを除く1人当たりの生活系ごみ排出量は、平成27年度から平成29年度まで減少傾向である。生活系ごみについては、これまで組合及び各市町が実施してきた施策により、ごみ排出量の低減を促進してきたが、更なるごみの減量に向けて引き続き排出量の抑制に繋がる施策を実施していく。

一方、資源ごみを除く1事業者当たりの排出量は、平成25年度から平成29年度まで増加傾向である。事業系ごみについては、排出事業者の意識の醸成、ごみ減量化指導及び分別収集の徹底を促し排出量を抑制する。

本施設は、平成11年に竣工している。焼却処理施設は平成26年から平成29年3月にかけて基幹的設備の改良工事を実施している。リサイクル施設は竣工以来19年が経過し、老朽化と処理能力の低下が懸念されるため、施設の延命化、処理能力の回復及び温室効果ガス排出量の削減を目的として、リサイクル施設の基幹的設備改良事業を実施する予定である。

組合及び各市町は本計画で掲げる施策をとおして、地域における循環型社会の形成の推進を目指す。

### (4) 広域化の検討状況

組合は、龍ヶ崎市と牛久町(現牛久市)のごみを共同処理するため、「女化塵芥処理組合」として昭和37年10月に設立された。昭和45年の利根町・河内村(現河内町)の加入により昭和46年11月に「竜ヶ崎地方塵芥処理組合」と改称した。その後、平成8年11月に牛久市が単独方式に移行したため、龍ヶ崎市・利根町・河内町の3市町構成となり、「龍ヶ崎地方塵芥処理組合」と改称した。茨城県では、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減対策及びごみ処理施設の効率的な運営と施設建設費の経済的側面から、市町村のごみ処理施設の広域化を推進する指針となる「ごみ処理広域化計画-茨城県におけるごみ処理指針-」(平成10年4月)(以下、「広域化計画」とする。)を策定した。この広域化計画では、平成29年度以降を見通した広域化のブロックを設定しており、将来は阿見町、稲敷市、美浦村及び牛久市と同じブロックになる計画である。

## 2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成29年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図2のとおりである(なお、以下のフロー図上の割合は端数処理の影響により、割合の合計が合わない部分がある。)。総排出量は、集団回収量も含め、37,362トンであり、再生利用される「総資源化量」は、8,645トン、リサイクル率(=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量))は23.1%である。中間処理における減量化量は27,167トンであり、集団回収量を除いた排出量の73.1%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の4.2%に当たる1,550トンが埋立られている。なお、中間処理のうち、焼却量は30,438トンである。本施設では回収した熱で発電を行い施設内で利用している。更に余熱利用として場内の給湯・冷暖房及び、隣接する施設へ給湯を行っている。

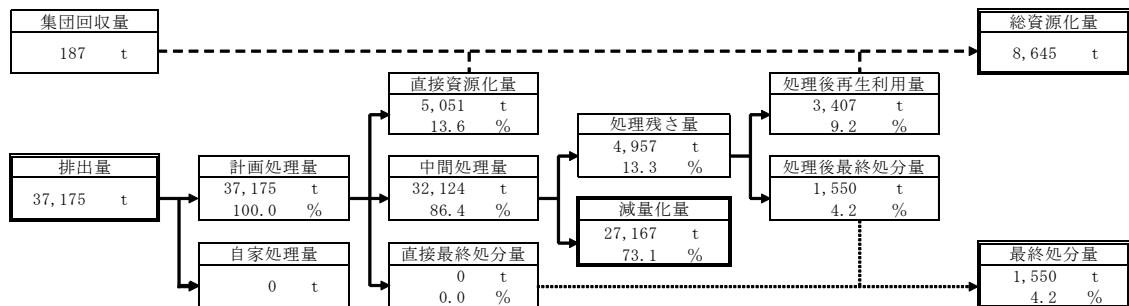


図2 一般廃棄物の処理状況フロー(平成29年度)

### <参考: 各市町別の一般廃棄物の処理状況フロー>

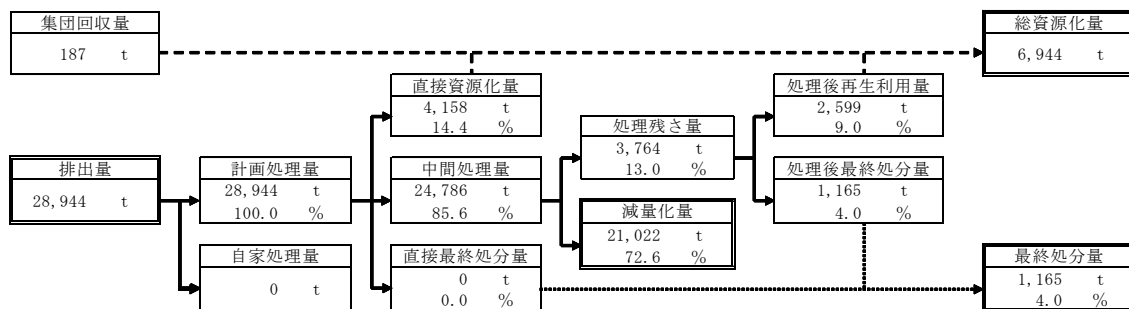


図2-1 龍ヶ崎市の一般廃棄物の処理状況フロー(平成29年度)

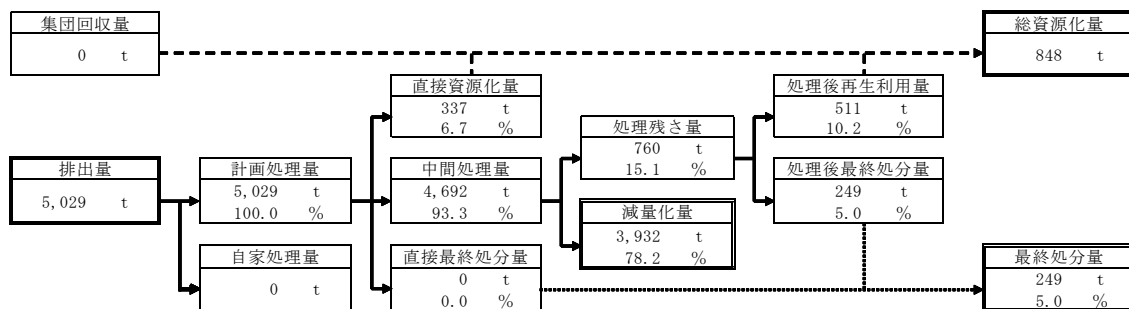


図2-2 利根町の一般廃棄物の処理状況フロー(平成29年度)

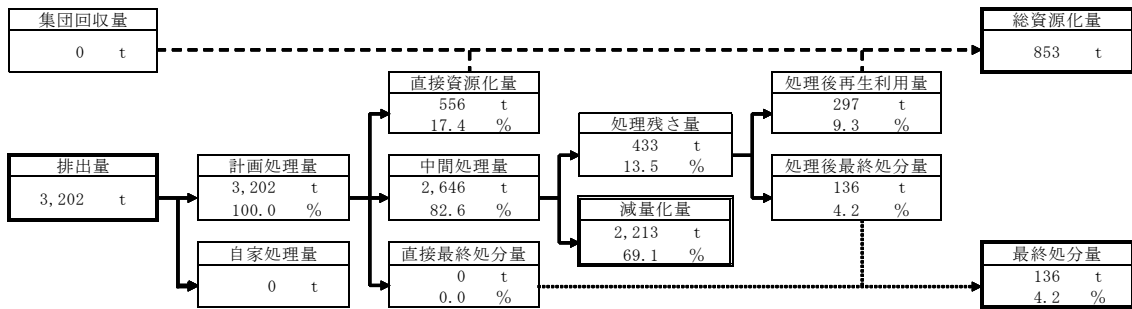


図2-3 河内町の一般廃棄物の処理状況フロー(平成29年度)

(2)一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。なお、端数処理の影響により、フロー図上の割合の合計が合わない部分がある。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合 <sup>※1</sup> ) (平成29年度)	目標 (割合 <sup>※1</sup> ) (平成36年度)
排 出 量	事業系 総排出量	9,012 トン	8,557 トン (-5.0%)
	1 事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	2.10 トン/事業所	2.05 トン/事業所 (-2.4%)
	生活系 総排出量	28,163 トン	24,678 トン (-12.4%)
	1 人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	241 kg/人	207 kg/人 (-14.1%)
合 計	事業系生活系排出量合計	37,175 トン	33,235 トン (-10.6%)
再生利用量	直接資源化量	5,051 トン (13.6%)	6,013 トン (18.1%)
	総資源化量	8,645 トン (23.1%)	9,194 トン (27.5%)
エネルギー回 収 量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	6,027 MWh	5,102 MWh
最終処分量	埋立最終処分量	1,550 トン (4.2%)	1,319 トン (4.0%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量)={(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)}÷(事業所数)

※3 (1人当たりの排出量)={(生活系ごみの総排出量)-(生活系ごみの資源ごみ量)}÷(人口)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

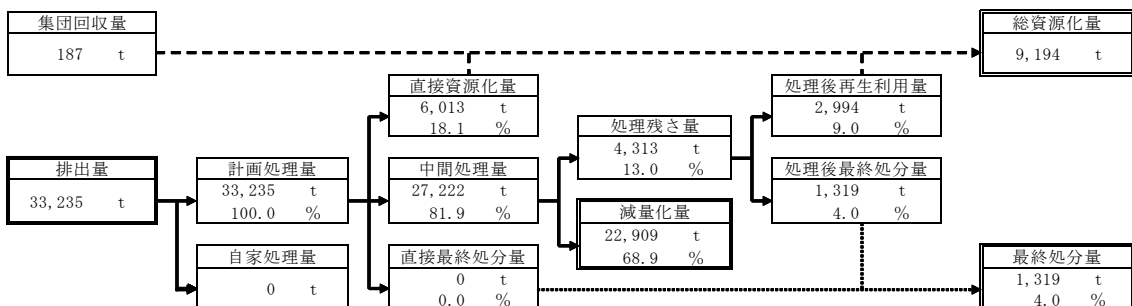


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成36年度)

＜参考：各市町別の減量化、再生利用に関する現状と目標と目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー＞

表1-1 龍ヶ崎市の減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合※ <sup>1</sup> ） （平成29年度）	目標（割合※ <sup>1</sup> ） （平成36年度）
排 出 量	事業系 総排出量	7,454 トン	7,271 トン (-2.5%)
	1 事業所当たりの排出量※ <sup>2</sup>	2.19 トン/事業所	2.14 トン/事業所 (-2.3%)
	生活系 総排出量	21,490 トン	18,782 トン (-12.6%)
	1 人当たりの排出量※ <sup>3</sup>	243 kg/人	200 kg/人 (-17.7%)
	合 計 事業系生活系排出量合計	28,944 トン	26,053 トン (-10.0%)
再生利用量	直接資源化量	4,158 トン (14.4%)	5,187 トン (19.9%)
	総資源化量	6,944 トン (23.8%)	7,662 トン (29.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量）	4,665 MWh	3,919 MWh
最終処分量	埋立最終処分量	1,165 トン (4.0%)	983 トン (3.8%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

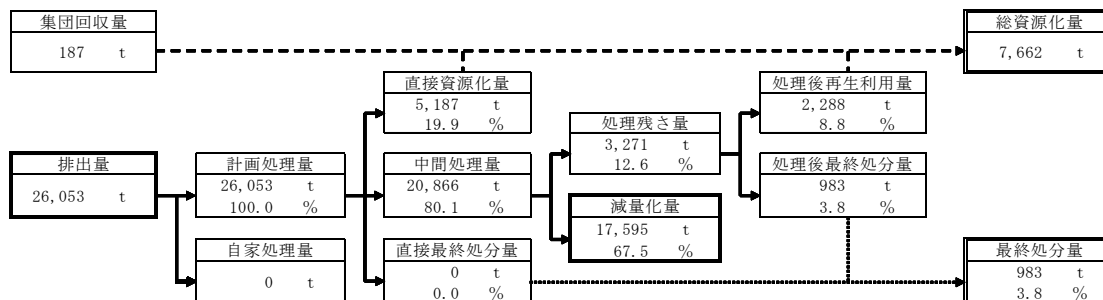


図3-1 龍ヶ崎市の目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

表1-2 利根町の減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合※ <sup>1</sup> ） （平成29年度）	目標（割合※ <sup>1</sup> ） （平成36年度）
排 出 量	事業系 総排出量	728 トン	585 トン (-19.6%)
	1 事業所当たりの排出量※ <sup>2</sup>	1.86 トン/事業所	1.80 トン/事業所 (-3.2%)
	生活系 総排出量	4,301 トン	3,803 トン (-11.6%)
	1 人当たりの排出量※ <sup>3</sup>	238 kg/人	230 kg/人 (-3.4%)
	合 計 事業系生活系排出量合計	5,029 トン	4,388 トン (-12.7%)
再生利用量	直接資源化量	337 トン (6.7%)	320 トン (7.3%)
	総資源化量	848 トン (16.9%)	769 トン (17.5%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量）	872 MWh	757 MWh
最終処分量	埋立最終処分量	249 トン (5.0%)	220 トン (5.0%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]



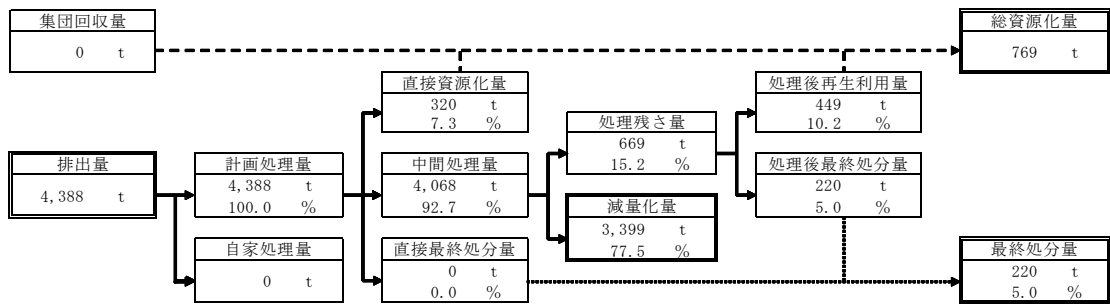


図3-2 利根町の目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

表1-3 河内町の減量化、再生量に関する現状と目標

指 標		現状 (割合 <sup>※1</sup> ) (平成29年度)	目標 (割合 <sup>※1</sup> ) (平成36年度)
排 出 量	事業系 総排出量	830 トン	701 トン (-15.5%)
	1 事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	1.63 トン/事業所	1.57 トン/事業所 (-3.7%)
	生活系 総排出量	2,372 トン	2,093 トン (-11.8%)
	1 人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	230 kg/人	221 kg/人 (-3.9%)
合 計	事業系生活系排出量合計	3,202 トン	2,794 トン (-12.7%)
再生利用量	直接資源化量	556 トン (17.4%)	506 トン (18.1%)
	総資源化量	853 トン (26.6%)	763 トン (27.3%)
エネルギー回 収 量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	490 MWh	426 MWh
最終処分量	埋立最終処分量	136 トン (4.2%)	116 トン (4.2%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量)={(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量)={(生活系ごみの総排出量)-(生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

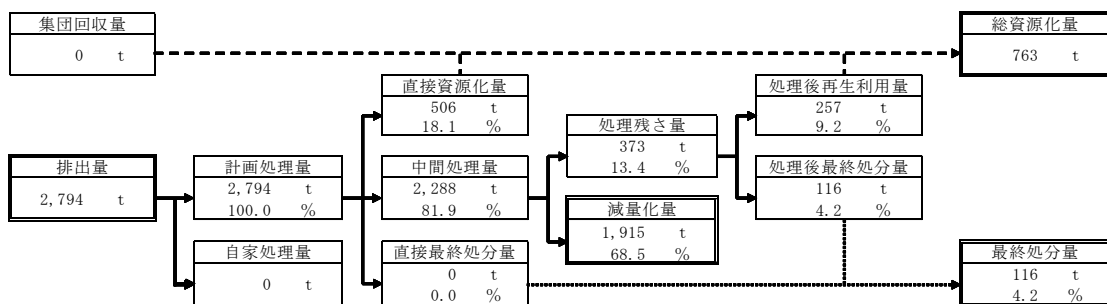


図3-3 河内町の目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

### 3. 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア. 有料化(事業番号 11)

ごみの発生抑制・排出抑制を促す誘導策として、各市町において、指定ごみ袋料金の値上げの検討、レジ袋無料配布の廃止等の検討を行う。組合は各市町における生活系ごみ有料化の導入状況や料金設定の動向等を勘案しながらごみ処理手数料の見直しを適宜検討する。

##### イ. 環境教育、普及啓発、助成(事業番号 12)

各市町は住民・事業者との協働を基本に、効果的なごみの発生抑制・排出抑制に向けた啓発活動を行う。組合は各市町の活動に協力するとともに、本施設へのごみ搬入者への指導・啓発や見学者への啓発を継続的に行う。

##### ウ. 環境物品への転換(事業番号 13)

各市町及び組合は、より環境負荷の少ない製品の購入・使用、また環境負荷の少ないシステムの活用を推進し、率先してごみ排出抑制とリサイクルを実現する。具体的には、事務用品やコピー用紙等は、再生品、長期使用に耐えられる商品及び資源として再生可能な商品の使用に努める。また、可能な限り物を無駄に消費しないように努め、組合自らが率先して減量化行動を実践する。さらに、施設の補修や改修に際しては、再生品や環境への負荷が少ない製品の使用に努める。

##### エ. 資源化品目の検証(事業番号 14)

各市町は資源化を適正に推進するため、費用対効果及びライフサイクルアセスメントの考え方を踏まえて資源化品目の検討を行う。組合はリサイクル法ルートによる処理を原則としつつ、古紙や金属等、有価で売却可能な資源物からの収入確保を図るため、構成市町と協力して、情報収集に努め住民に対して情報を公開する。

##### オ. 新たな資源化システムの検討(事業番号 15)

各市町は新たに資源として加えられるものを調査する。組合は各市町における資源化の取組を推進するとともに、資源化情報の共有、提供等を行う。

##### カ. 不燃性残さの資源化の検討(事業番号 16)

不燃ごみ及び不燃性粗大ごみは、破碎処理した後に選別し、可燃性残さは焼却処理、鉄・アルミは資源化、不燃性残さは埋立処分をしている。不燃性残さには、鉄・アルミ以外の資源物も含まれていると考えられることから、資源化の可能性について調査・検討を継続する。

キ. 既存施設を活用したリサイクルシステム構築の検討(事業番号 17)

組合は住民団体等と連携し、本施設プラザ棟や修理工房等を活用したリサイクルシステムを検討する。

ク. 家庭における資源化の推進(事業番号 18)

各市町は家庭から排出されるごみの資源化を促すため、ホームページやチラシ等を用いて分別を徹底するよう指導する。

ケ. 事業系ごみの排出指導の強化(事業番号 19)

事業系ごみの分別徹底のため、事業系ごみの排出基準を検討し、事業者及び収集運搬許可業者に対する排出指導を強化して、排出責任の徹底を図る。また、組合と各市町が連携して、一般廃棄物収集運搬業者や直接搬入される事業系ごみを抜き打ち検査を実施する。

コ. 事業系ごみのリサイクル体制の整備・支援(事業番号 20)

各市町は事業所から分別排出された資源物について、各種リサイクル法に則った民間事業者による適正な資源化を促進するため、リサイクル体制の整備を支援するとともに、必要な情報提供を行う。

## (2) 処理体制

ア. 生活系ごみの処理体制の現状と今後(事業番号 21)

分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

各市町は現行のごみ処理体制を継続することを前提とし、分別排出の徹底、強化に加え、現在ごみとして処理しているものに混在する資源物の回収を進める。また、生ごみ、廃食用油、剪定枝、プラスチック製容器包装、金属類等の資源化についてリサイクルシステムや利用先の安定確保等の課題を調査・検討する。

イ. 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後(事業番号 22)

事業系ごみの現状の処理体制は生活系ごみと同様であり、今後とも生活系ごみと同様に処理を行う。各市町は、事業系ごみについて排出指導を強化するとともに、リサイクル体制の整備を支援する。

ウ. 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後(事業番号 23)

現在も産業廃棄物の処理・処分は実施しておらず、今後も実施する予定はない。

エ. 今後の処理体制の要点

- 組合は、平成31年度から32年度にかけて、くりーんプラザ・龍におけるリサイクル施設の延命化、処理能力の回復及び温室効果ガス排出量の削減を目的として、基幹的設備改良事業を実施する。
- 生ごみ、廃食用油、剪定枝、プラスチック製容器包装等の資源化の方策を引き続き検討する。
- 不燃性残さに含まれる鉄、アルミ等の資源化や資源小型電子機器類の中に含まれる希少金属(レアメタル)等の資源化の可能性について調査・検討する。
- 事業系の排出基準を検討し、事業者及び収集運搬許可業者に対する排出指導を強化し、排出責任の徹底を図る。
- 産業廃棄物については、今後も処理・処分は行わない方針とする。

表2 各市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状の今後

現状(平成29年度)											
龍ヶ崎市				利根町				河内町			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(t)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(t)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(t)
燃やさないごみ	破砕		881	もえないごみ	破砕		201	燃やさないごみ	破砕		116
有害ごみ				乾電池				乾電池			
使用済み小型家電			7	使用済み小型家電			4	使用済み小型家電			0
紙類		クリーンプラザ・龍リサイクル施設	1,199	紙類	リサイクル	リサイクル施設	240	紙類	リサイクル	リサイクル施設	176
衣類			62	衣類			11	布類			5
白色トレー	リサイクル		4	食品用白色トレー			0	白トレイ			0
ペットボトル			141	ペットボトル			27	ペットボトル			22
カン			200	空き缶			34	缶・鉄類			31
ビン			446	空きビン			82	ビン			53
木くず類		再資源化	555	-	-	-	-	-	-	-	-
廃食用油		売却	4	-	-	-	-	-	-	-	-
ペットボトルキャップ		売却	3	-	-	-	-	-	-	-	-
粗大ごみ	破砕	クリーンプラザ・龍リサイクル施設	248	粗大ごみ	破砕	クリーンプラザ・龍リサイクル施設	129	粗大ごみ	破砕	クリーンプラザ・龍リサイクル施設	48

今後(平成36年度)														
龍ヶ崎市				利根町				河内町						
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(t)	分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(t)	分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(t)
		一次処理	二次処理				一次処理	二次処理				一次処理	二次処理	
燃やすごみ	焼却(熱回収)	発電	クリーンプラザ・龍焼却施設	14,212	もえるごみ	焼却(熱回収)	発電	クリーンプラザ・龍焼却施設	3,144	燃えるごみ	焼却(熱回収)	発電	クリーンプラザ・龍焼却施設	1,693
燃やさないごみ	複合	破砕		760	もえないごみ	複合	破砕		182	燃やさないごみ	複合	破砕		94
有害ごみ		一次貯留			乾電池		一次貯留			乾電池		一次貯留		
使用済み小型家電		一次貯留		10	使用済み小型家電		一次貯留		4	使用済み小型家電		一次貯留		0
紙類		一次貯留	クリーンプラザ・龍リサイクル施設	1,666	紙類	リサイクル	一次貯留	クリーンプラザ・龍リサイクル施設	217	紙類	リサイクル	一次貯留	クリーンプラザ・龍リサイクル施設	161
衣類		一次貯留		86	衣類		一次貯留		10	布類	リサイクル	一次貯留		5
白色トレー	リサイクル	梱包		6	食品用白色トレー		梱包		0	白トレイ		梱包		0
ペットボトル		圧縮		196	ペットボトル		圧縮		25	ペットボトル		圧縮		20
カン		圧縮		278	空き缶		圧縮		31	缶・鉄類		圧縮		28
ビン		破砕選別		620	空きビン		破砕選別		75	ビン		破砕選別		48
木くず類		再資源化	加工(委託)	771	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃食用油		売却	牛久クリーンセンター	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペットボトルキャップ		売却	売却	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
粗大ごみ	複合	破砕	クリーンプラザ・龍リサイクル施設	167	粗大ごみ	複合	破砕	クリーンプラザ・龍リサイクル施設	115	粗大ごみ	複合	破砕	クリーンプラザ・龍リサイクル施設	44

### (3) 処理施設等の整備

#### ア. 廃棄物処理施設

前記の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	リサイクルセンター クリーンプラザ・龍 リサイクル施設	クリーンプラザ・龍 リサイクル施設 基幹的設 備改良事業	83t/日	龍ヶ崎市板橋 町436番地2	H31-H32

事業番号1 既存施設の老朽化、処理能力の低下

### (4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

#### ア. 高齢化社会への対応(事業番号 31)

高齢化が進むにつれて、ごみ集積所や資源物回収ステーションへのごみ出しに困難が生じることが予想される。各市町は実施あるいは検討している高齢者や障がい者等に対するごみ・資源物の訪問収集事業等を推進する。

#### イ. 危機管理体制の強化(事業番号 32)

組合は災害時など、本地域内でのごみ処理が一時的に停止せざるを得ない場合や、緊急的にごみ量が急増した場合は、近隣自治体と締結している協定に則った対応をとる。また、各市町と組合は緊急時に適切に対応できるよう危機管理体制を強化する。

#### ウ. 不法投棄対策(事業番号 33)

各市町による不法投棄防止巡回パトロールの実施、不法投棄監視員制度による監視、通報活動を引き続き継続するとともに、住民・事業者・警察・各市町・近隣自治体・県等と連携した監視、緊密な情報交換によって、不法投棄の未然防止に取り組む。

#### エ. 適正処理困難物の対応(事業番号 34)

組合で処理できない危険物や感染性廃棄物、有害廃棄物等について、事業者による引き取りシステムの形成に向け、業界団体、国・県等へ働きかけを行う。

#### オ. 住民組織の活用(事業番号 35)

各市町は住民意識の向上及び経費削減に向けて、行政と住民協働による施策の展開を検討する。各市町は住民ボランティアを組織化し、出前授業やイベントの開催を検討する。

#### カ. 災害時の廃棄物処理に関する事項(事業番号 36)

組合は災害時に発生する廃棄物の処理を適切に行えるよう、各市町との連携を強化する。また、各市町の災害廃棄物への対応は下記のとおりである。なお、龍ヶ崎市と利根町においては、地域防災計画にて下記のとおり一次集積場と仮置場を定めている。

##### 各市町における災害廃棄物への対応について

- ・龍ヶ崎市 …… 組合へ委託処理を行う予定。  
(計画期間中、災害廃棄物処理計画を策定予定。)
- ・利根町 …… 種類によっては、産業廃棄物処理業者に撤去を依頼する予定。  
(計画期間中、災害廃棄物処理計画の策定は未定。)
- ・河内町 …… 種類や性状に応じて破碎選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分をする。組合で処理を行い、適正処理が困難な廃棄物は専門処理業者へ委託する予定。  
(平成31年度、災害廃棄物処理計画を策定予定。)

##### 各市町における仮置場について

- ・龍ヶ崎市 …… 暫定的に運搬上、衛生上適切な私有地等を一次集積場とする。  
(平成28年度 龍ヶ崎市地域防災計画)
- ・利根町 …… 周辺環境に配慮した場所を仮置場とする。  
(平成27年度 利根町地域防災計画)

## 4. 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

組合と各市町は、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、茨城県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表1

1 地域概要

(1)地域名	龍ヶ崎市・利根町・河内町地域	(2)地域内人口	103,184 人	(3)地域面積	147.75 ㎓
(4)構成市町村等名	龍ヶ崎市、利根町、河内町、龍ヶ崎地方塵芥処理組合	(5)地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：龍ヶ崎市、利根町、河内町 設立年月日：昭和46年11月5日設立 設立されていない場合、今後の見通し：				

\* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成36年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	9,021	10,112	9,751	8,839	9,012	8,557 (H29比 -5.0%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.84	1.80	1.84	1.92	2.10	2.05 (H29比 -2.4%)
	生活系 総排出量(トン)	27,725	28,748	28,462	28,295	28,163	24,678 (H29比 -12.4%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	241	241	242	242	241	207 (H29比 -14.1%)
	合計 事業系家庭系の総排出量合計(トン)	36,746	38,860	38,213	37,134	37,175	33,235 (H29比 -10.6%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	3,473 (9.5%)	3,773 (9.7%)	3,326 (8.7%)	4,864 (13.1%)	5,051 (13.6%)	6,013 (18.1%)
	総資源化量(トン)	10,008 (25.3%)	10,656 (25.3%)	9,824 (23.7%)	8,718 (23.3%)	8,645 (23.1%)	9,194 (27.5%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWh)	4,414	4,425	4,081	5,889	6,027	5,102 -
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	1,669 (4.5%)	1,618 (4.2%)	1,562 (4.1%)	1,608 (4.3%)	1,550 (4.2%)	1,319 (4.0%)

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフと添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		形式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	形式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	龍ヶ崎地方塵 芥処理組合	全連続焼却処理	有	180t/日	H11.8	-	-	-	-	-	-
マテリアルリサイクル 推進施設		破碎・選別	有	40t/5h	H11.8	H33.3	施設の老朽化	衝撃せん断回転式 破碎機	H33.3	83t/5h	基幹的設備改良事業
		選別・圧縮	有	40t/5h	H11.8						
		圧縮梱包	有	3t/5h	H11.8						
最終処分場	一般廃棄物管理型 最終処分場	無	118,400㎡	H11	-	-	-	-	-	-	



様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成30年度）

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模	事業期間 交付期間			総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備 考		
				単位	開始	終了	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度			
○マテリアルリサイクル等に関する事業							2,200,000	2,000	2,198,000	0	0	0	1,870,000	2,000	1,868,000	0	0	0	
リサイクルセンター							2,200,000	2,000	2,198,000	0	0	0	1,870,000	2,000	1,868,000	0	0	0	
くろりんプラザ・龍リサイクル施設基幹的設備改良事業	1	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	83	t/日	H31	H32	2,200,000	2,000	2,198,000	0	0	0	1,870,000	2,000	1,868,000	0	0	0	
合 計							2,200,000	2,000	2,198,000	0	0	0	1,870,000	2,000	1,868,000	0	0	0	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表3に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致している。

※2 龍ヶ崎地方塵芥処理組合：龍ヶ崎市、利根町、河内町

### 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
発生抑制、 再使用の 推進に関するもの	11	有料化	各市町において、指定ごみ袋料金の値上げの検討等を行う。組合はごみ処理手数料の見直しを適宜検討する。	各市町 組合	H31	H35			有料化の検討 継続事業				
	12	環境教育、普及啓発、助成	各市町はごみの発生抑制・排出抑制に向けた啓発活動を行う。組合はごみ搬入者への指導・啓発等を継続的に行う。	各市町 組合	H31	H35			普及啓発 継続事業				
	13	環境物品への転換	各市町と組合はより環境負荷の少ない製品の購入・使用、また環境負荷の少ないシステムの活用を推進する。	各市町 組合	H31	H35			環境教育 継続事業				
	14	資源化品目の検証	各市町は資源化を適正に推進するため、費用対効果等の考え方を踏まえて資源化品目の検討を行う。組合は住民に対し情報提供を行う。	各市町 組合	H31	H35			リサイクル率の向上 継続事業				
	15	新たな資源化システムの検討	各市町は新たに資源として加えられるものを調査する。組合は各市町における資源化の取組を推進するとともに、資源化情報の共有、提供等を行う。	各市町 組合	H31	H35			リサイクル率の向上 継続事業				
	16	不燃性残さの資源化の検討	組合は不燃性残さの資源化の可能性について調査・検討を継続する。	組合	H31	H35			不燃残さの資源化 継続事業				
	17	既存施設を活用したリサイクルシステム構築の検討	組合は住民団体等と連携し、本施設のプラザ棟等を活用したリサイクルシステムを検討する。	組合	H31	H35			リサイクル率の向上 継続事業				
	18	家庭における資源化の推進	各市町は家庭から排出されるごみの資源化を促すため、HP等を用いて分別を徹底するよう指導する。	各市町	H31	H35			発生抑制・リサイクル率の向上 継続事業				
	19	事業系ごみの排出指導の強化	組合と構成市町が連携して、一般廃棄物収集運搬業者や直接搬入される事業系ごみを抜き打ち検査を実施する。	各市町 組合	H31	H35			事業系ごみの排出量抑制 継続事業				
	20	事業系ごみのリサイクル体制の整備・支援	事業所から排出された資源物について、民間事業者による適正な資源化を促進するため、リサイクル体制の整備を支援するとともに、情報提供を行う。	各市町	H31	H35			事業系ごみの排出量抑制 継続事業				
処理体制の 構築、変更に関するもの	21	生活系ごみの処理体制の現状と今後	各市町は現行のごみ処理体制を継続することを前提とし、分別排出の徹底、強化に加え、現在ごみとして処理しているものに混在する資源物の回収を進める。	各市町	H31	H35			リサイクル率の向上 継続事業				
	22	事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後	事業系ごみの現状の処理体制は生活系ごみと同様であり、今後とも生活系ごみと同様に処理を行う。各市町は、事業系ごみについて排出指導を強化するとともに、リサイクル体制の整備を支援する。	各市町	H31	H35			リサイクル率の向上 継続事業				
	23	一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後	産業廃棄物の処理・処分は実施しない。	各市町 組合	H31	H35			継続事業				
処理施設の 整備に関するもの	1	クリーンプラザ・龍リサイクル施設 基幹的設備改良事業	既存施設の老朽化に伴い長寿命化計画に基づいた基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化、処理能力の回復及び温室効果ガス排出量を削減する。	組合	H31	H32	○		適正処理の確保 対策工事				
その他	31	高齢化社会への対応	高齢者や障がい者等に対するごみ・資源物の訪問収集事業等を推進する。	各市町	H31	H35			適正処理の促進 継続事業				
	32	危機管理体制の強化	災害時等、組合内でのごみ処理が停止せざるを得ない場合は等は近隣自治体と締結している協定に則った対応をとる。また、各市町と組合は危機管理体制を強化する。	各市町 組合	H31	H35			適正処理の促進・確保 継続事業				
	33	不法投棄対策	各市町によるパトロールの実施等引き続き継続するとともに、住民・事業者・警察等と連携した監視等により、不法投棄の未然防止に取り組む。	各市町	H31	H35			パトロール（監視・指導等）の強化 継続事業				
	34	適正処理困難物の対応	組合で処理できない危険物や感染性廃棄物等について、事業者による引き取りシステムの形成に向け、業界団体、国・県等へ働きかけを行う。	各市町	H31	H35			適正処理の促進 継続事業				
	35	住民組織の活用	各市町は住民意識の向上等に向けて、行政と住民協働による施策の展開を検討する。住民ボランティアを組織化し、出前授業等の開催を検討する。	各市町	H31	H35			環境教育 継続事業				
	36	災害時の廃棄物処理に関する事項	組合は災害時に発生する廃棄物の処理を適切に行えるよう、各市町との連携を強化する。	組合 各市町	H31	H35			適正処理の確保 継続事業				

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文(3)表3に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致している。

## 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	龍ヶ崎地方塵芥処理組合
(2) 施設名称	くーりんプラザ・龍 リサイクル施設
(3) 工期	平成 31 年度 ～ 平成 32 年度
(4) 施設規模	処理能力 83 t / 日
(5) 処理方式	破砕選別系 衝撃せん断回転式破砕機 40t/日 資源回収系 手選別 40t/日 資源プラ 圧縮梱包 3t/日
(6) 地域計画内の役割	施設の老朽化等に伴い、基幹的設備の改良事業を実施し、リサイクル施設の延命化を図るとともに、処理能力の回復及び温室効果ガス排出量を削減する。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	
-------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 事業計画額	2,200,000 千円
------------	--------------

添付資料 1 対象地域図

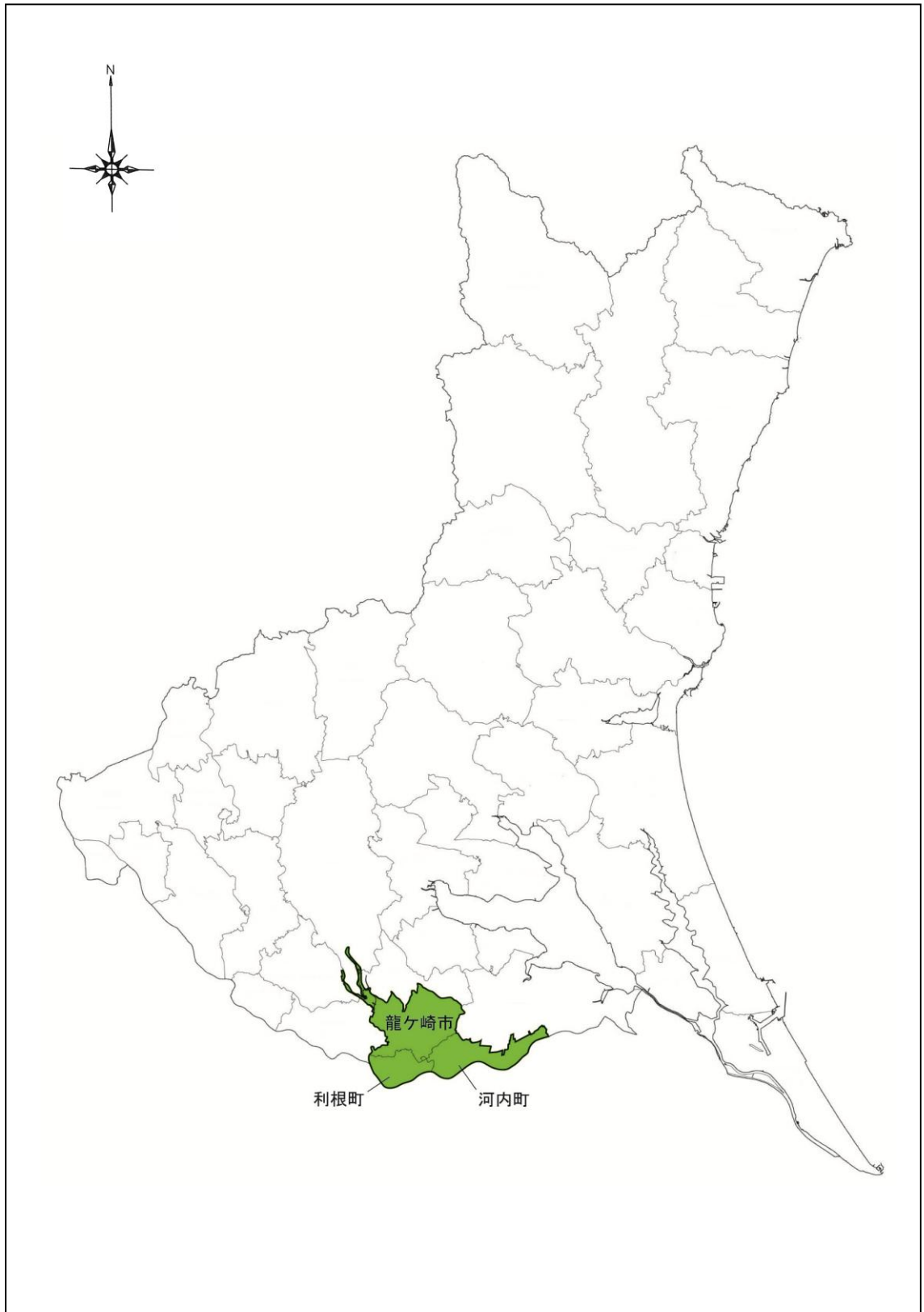


図 4 対象地域図

添付資料2 地域内の施設の現状と予定（位置図）



図5 地域内の施設の現状と予定(位置図)

### 添付資料3 現有処理施設の概要

組合では、平成8年度から3か年継続事業として本施設を建設し、平成11年8月から使用を開始した。本施設には、焼却処理施設、リサイクル施設、一般廃棄物最終処分場が設置され、1市2町(龍ヶ崎市、利根町、河内町)のごみを適正処理している。また、焼却熱を利用した発電・給湯・冷暖房機器などを設置し、工場内で活用するとともに隣接する温浴交流施設(湯ったり館)への給湯を行っている。



#### 【施設の概要】

- 施設名　くりーんプラザ・龍
- 所在地　龍ヶ崎市板橋町 436 番地 2
- 敷地面積(全体)94,895m<sup>2</sup>　　○最終処分場:47,895m<sup>2</sup>

#### ●焼却処理施設

処理能力	焼却能力:180t/日(90t/日×2炉) 灰溶融能力:24t/日(12t/日×2炉)
竣工	平成11年7月
処理方式	全連続燃焼式
備考	基幹的設備改良工事　竣工年 平成29年3月

#### ●リサイクル施設

処理能力	破砕能力系:40t/5h 資源回収系:40t/5h 資源プラ系: 3t/5h
竣工	平成11年7月
処理方式	破砕設備:衝撃せん断回転式破砕機

#### ●最終処分場

埋立地面積	19,800m <sup>2</sup>
埋立容量	118,400m <sup>3</sup>
構造	準好気性埋立構造
排水処理	底部遮水工
期間	埋立開始:平成11年度 埋立終了:平成46年度 期間:35年間

## 【各施設の概要】

### 《焼却処理施設》

焼却処理施設は平成11年7月に竣工し、平成29年3月に基幹的な設備の改良工事が完了している。焼却処理施設では可燃系ごみに加え、不燃物等の破砕処理により発生した可燃性残さを処理している。また、焼却処理によって発生した焼却残さを熔融処理し、スラグは本施設の最終処分場の覆土材として有効利用している。飛灰は固化処理後、最終処分場に埋立てている。

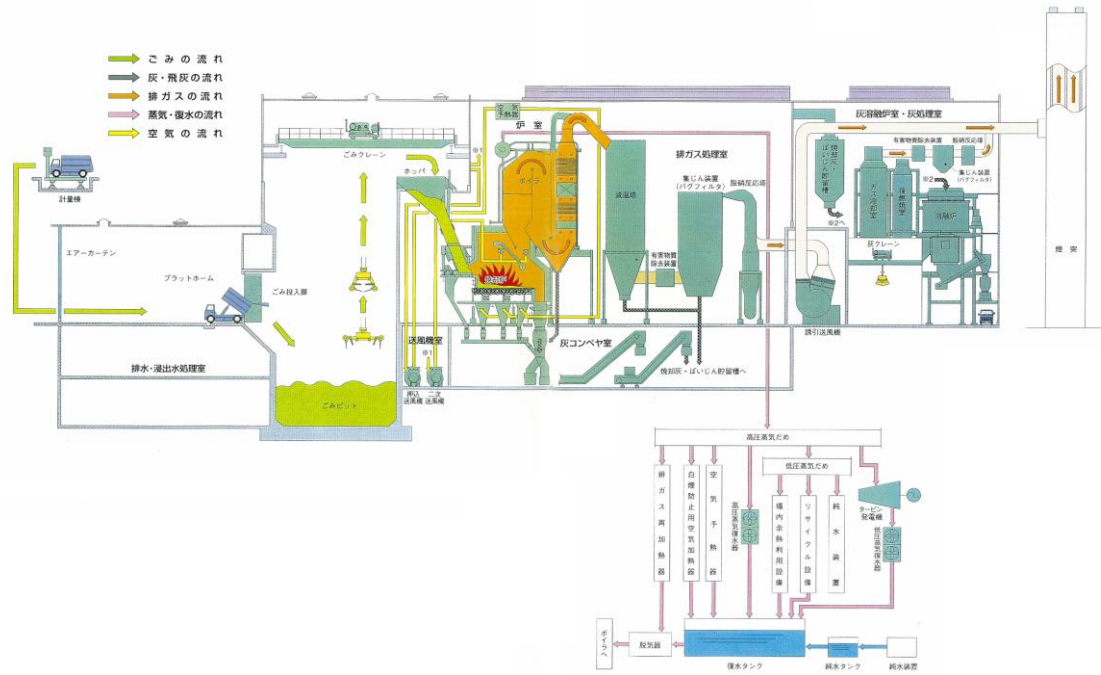
### 《リサイクル施設》

リサイクル施設は焼却処理施設と同様に平成11年7月に竣工した。リサイクル施設には、粗大ごみ処理施設、手選別施設、資源プラ処理施設がある。粗大ごみは可燃性残さ、不燃性残さ、鉄、アルミに選別され、最終処分量の削減、資源化を実施している。可燃性残さは焼却施設へ送り焼却処理、不燃性残さは埋立処分、鉄、アルミは資源物としてスチールかん、アルミかん、ペットボトルとともに圧縮成形して資源化業者に引き渡している。

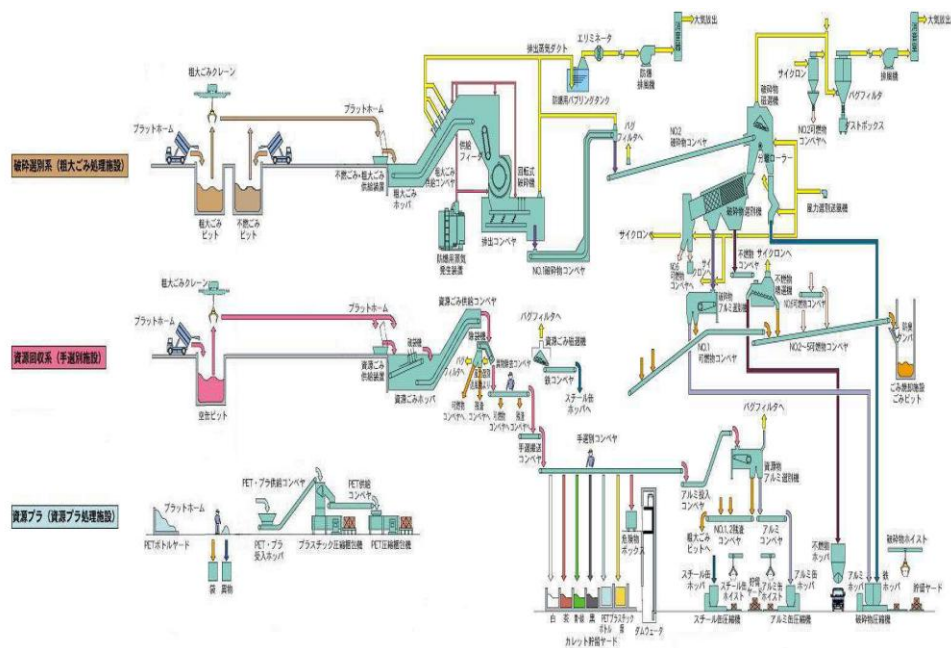
### 《最終処分場》

最終処分場は平成11年度より埋立を開始し、ダスト固化物と不燃性残さを埋立てている。なお、平成29年度の残余容量は41,513m<sup>3</sup>である。

《焼却処理施設の処理フロー図》



《リサイクル施設の処理フロー図》





添付資料4 目標の設定に関するグラフ等

<地域全体>

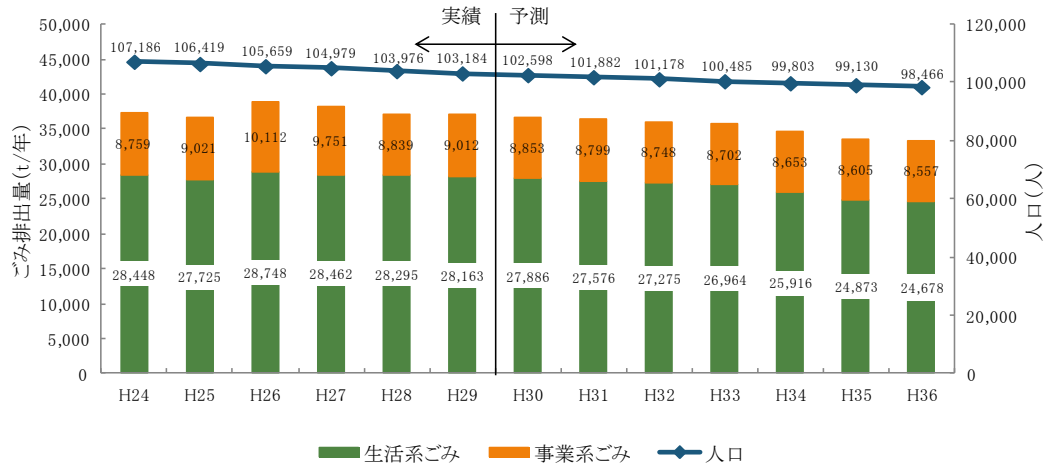


図6 排出量と人口の推移

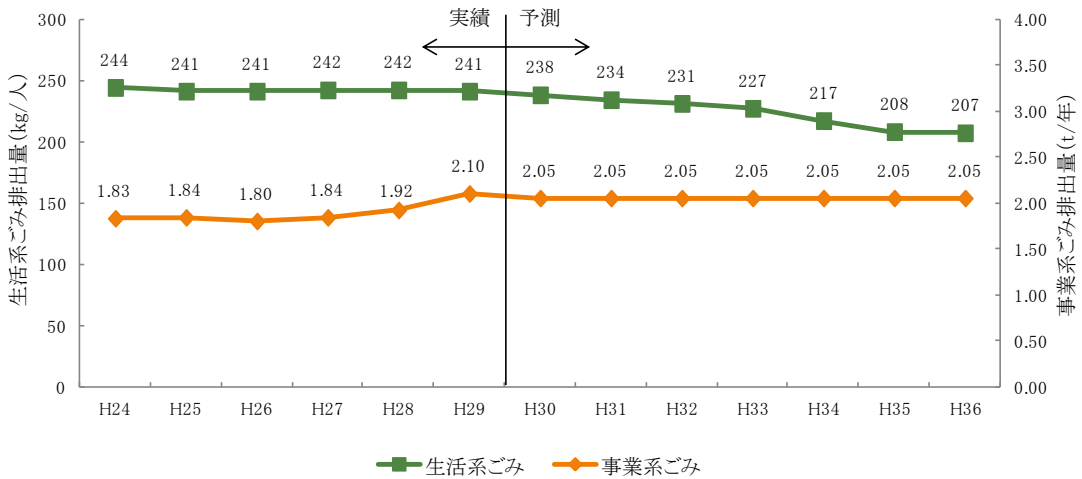


図7 1事業所当たり及び1人当たりの排出量の推移

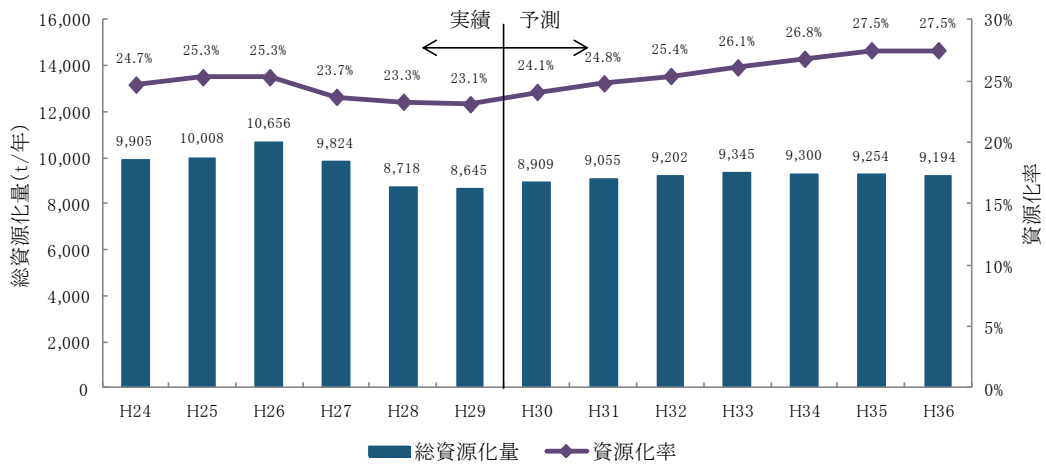


図8 総資源化量の推移

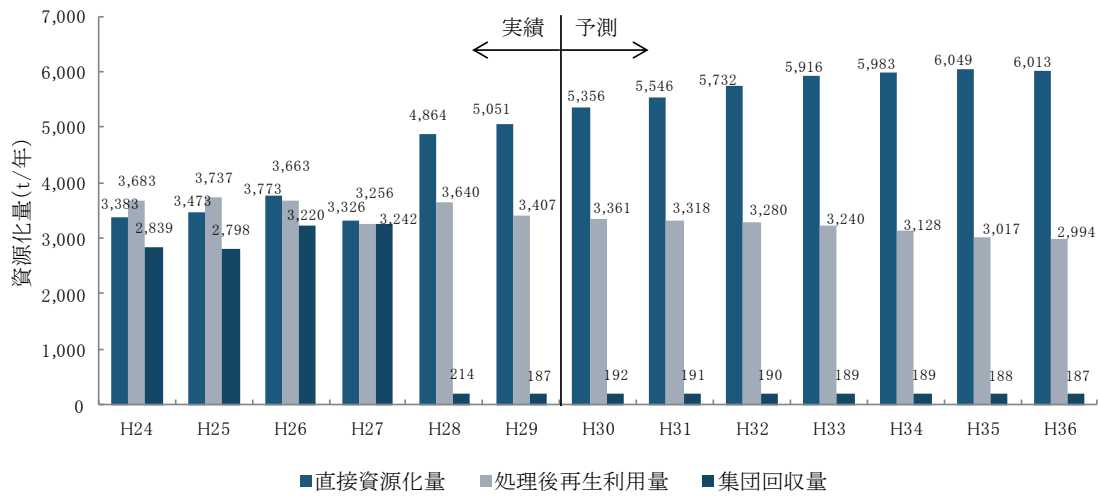


図9 各資源化量の推移

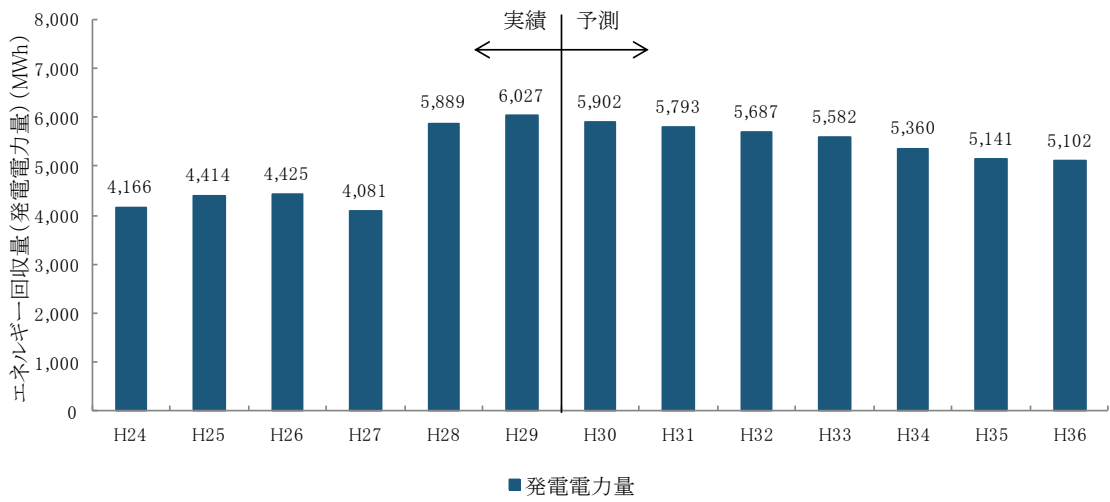


図10 発電電力量の推移

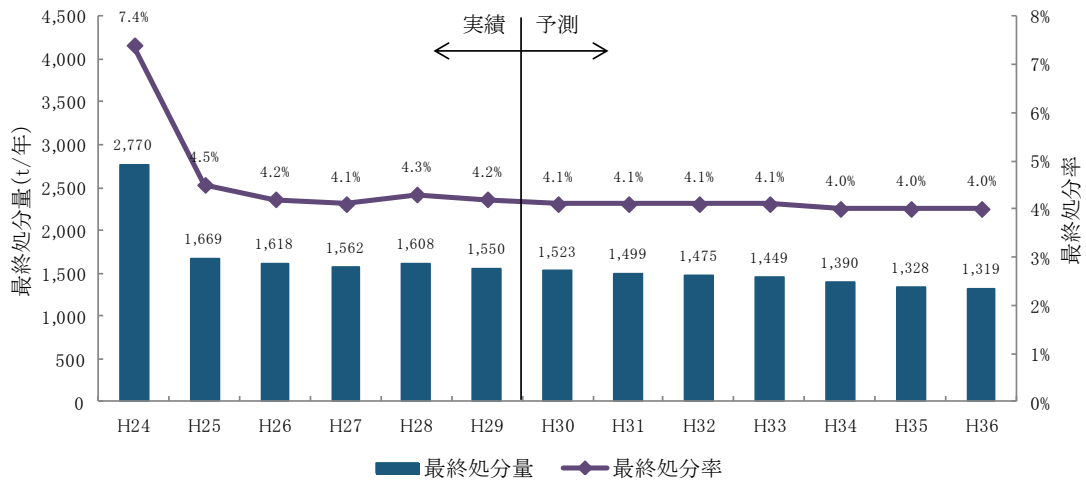


図11 最終処分量の推移

＜龍ヶ崎市＞

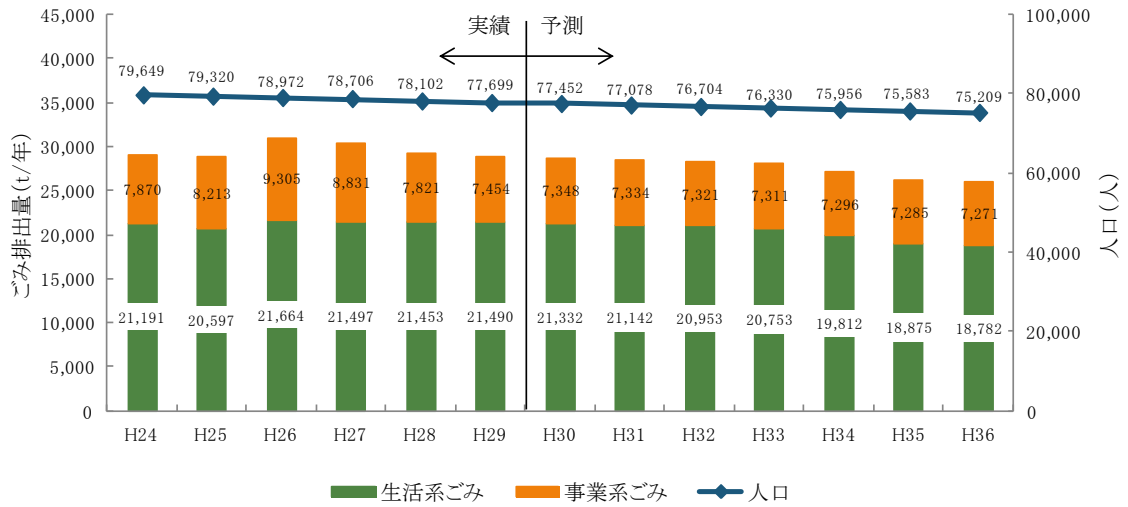


図6-1 龍ヶ崎市の排出量と人口の推移

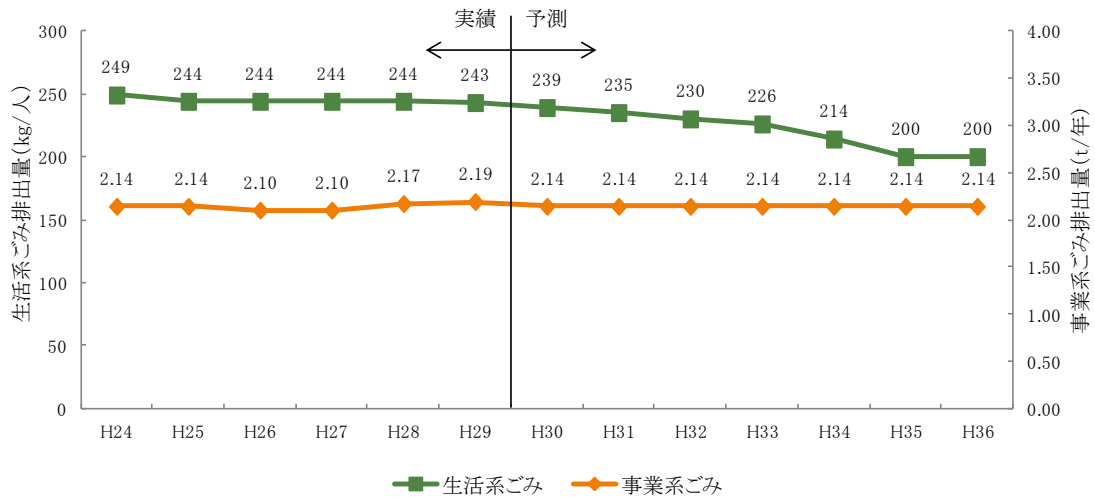


図7-1 龍ヶ崎市の1事業所当たり及び1人当たりの排出量の推移

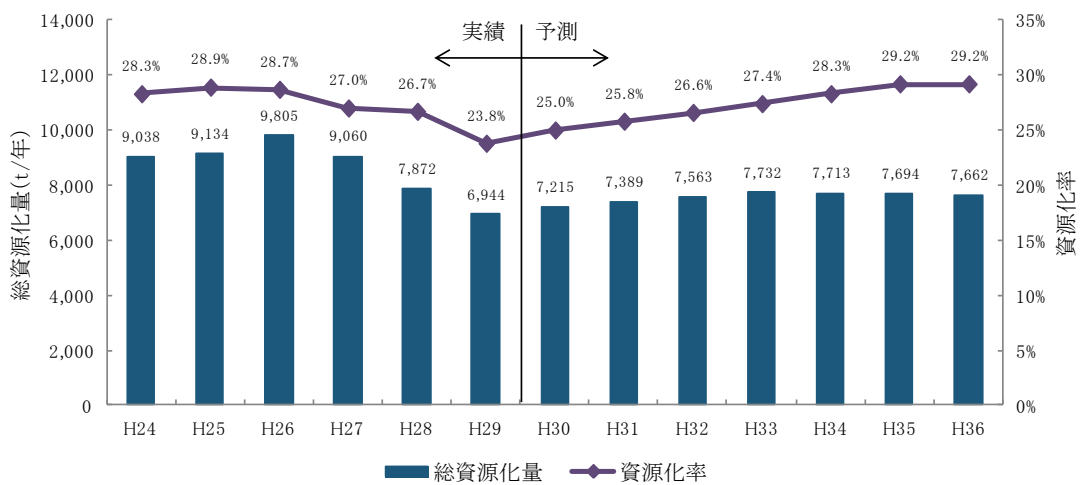


図8-1 龍ヶ崎市の総資源化量の推移

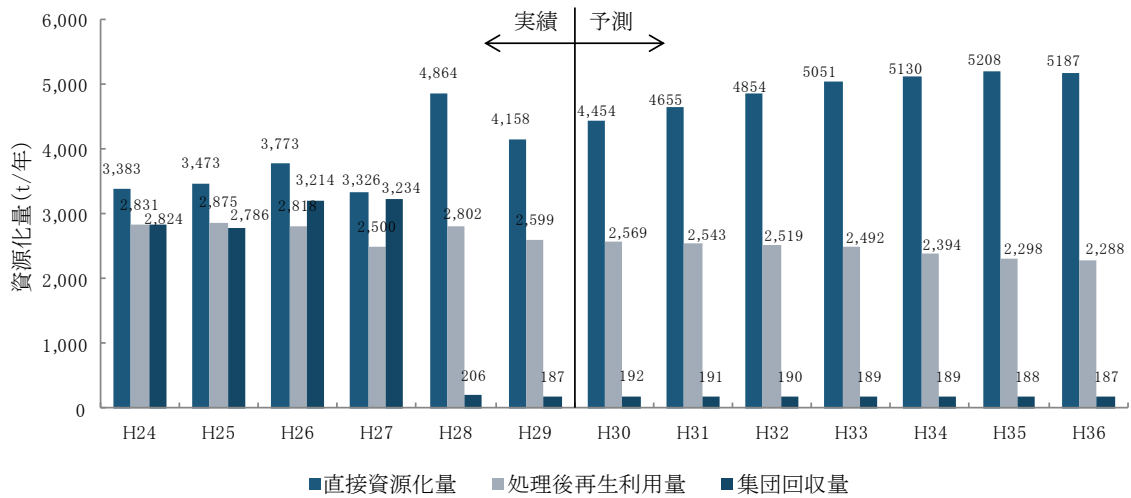


図9-1 龍ヶ崎市の各資源化量の推移

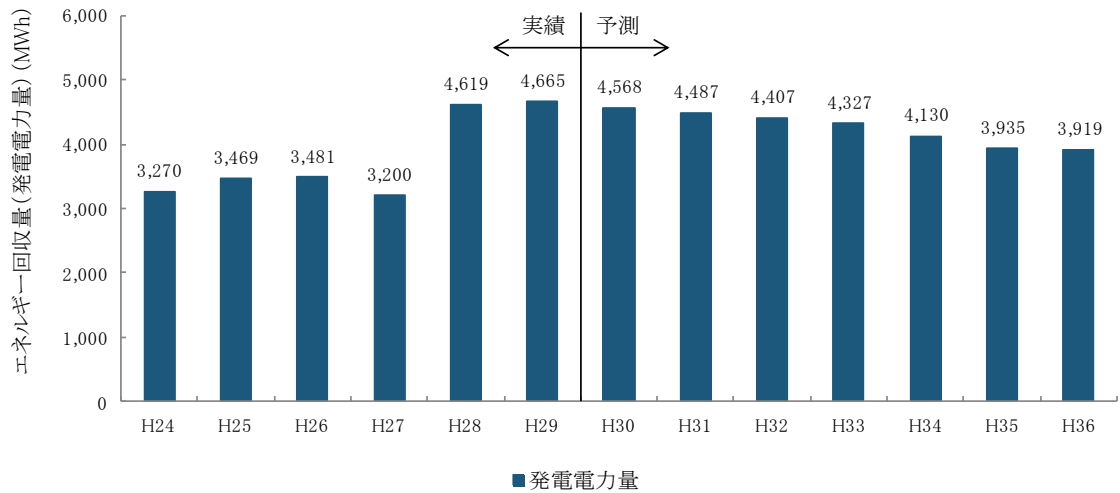


図10-1 龍ヶ崎市の発電電力量の推移

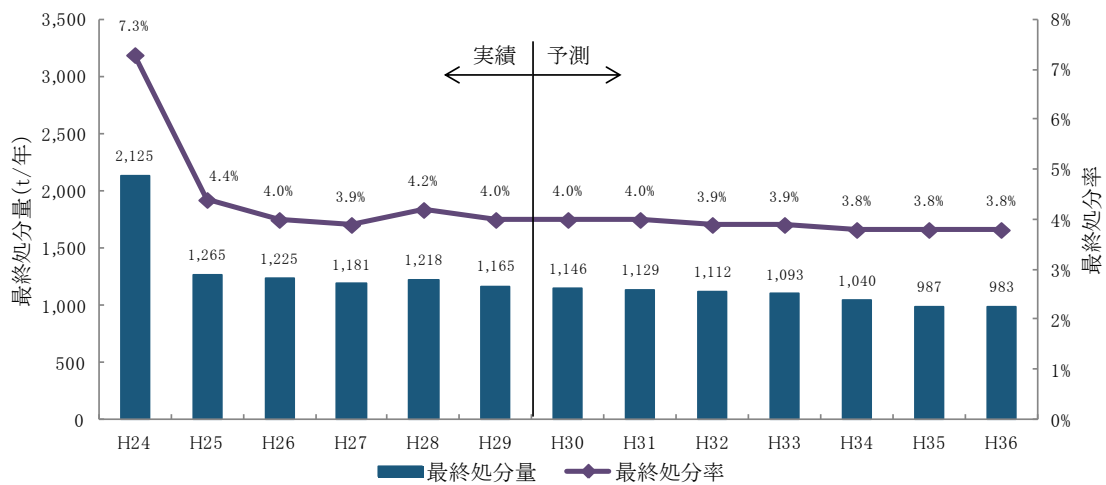


図11-1 龍ヶ崎市の最終処分量の推移

<利根町>

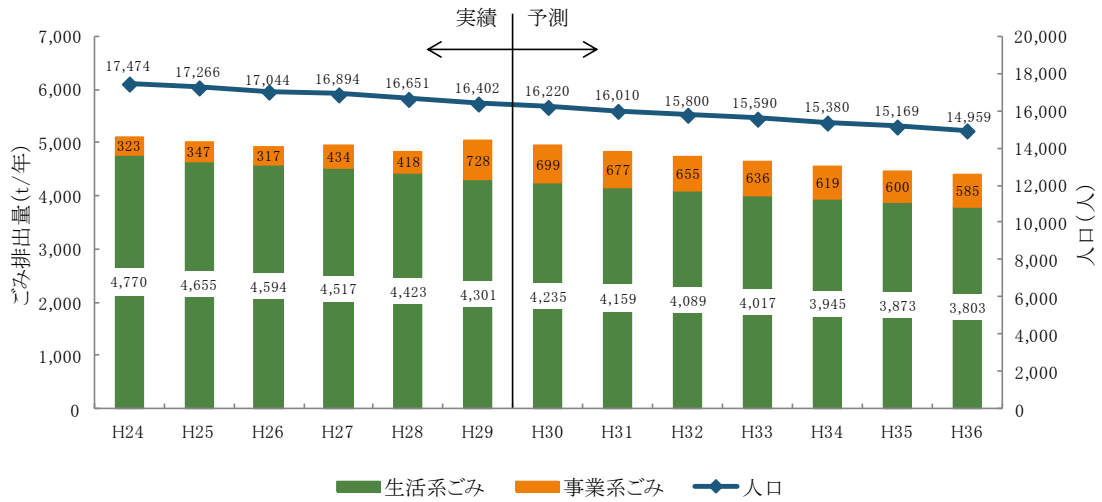


図6-2 利根町の排出量と人口の推移

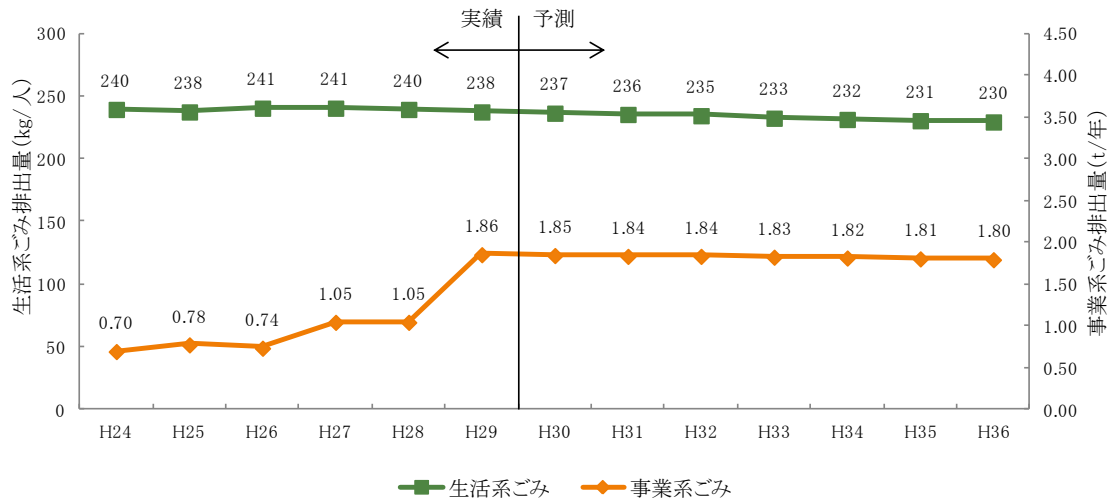


図7-2 利根町の1事業所当たり及び1人当たりの排出量の推移

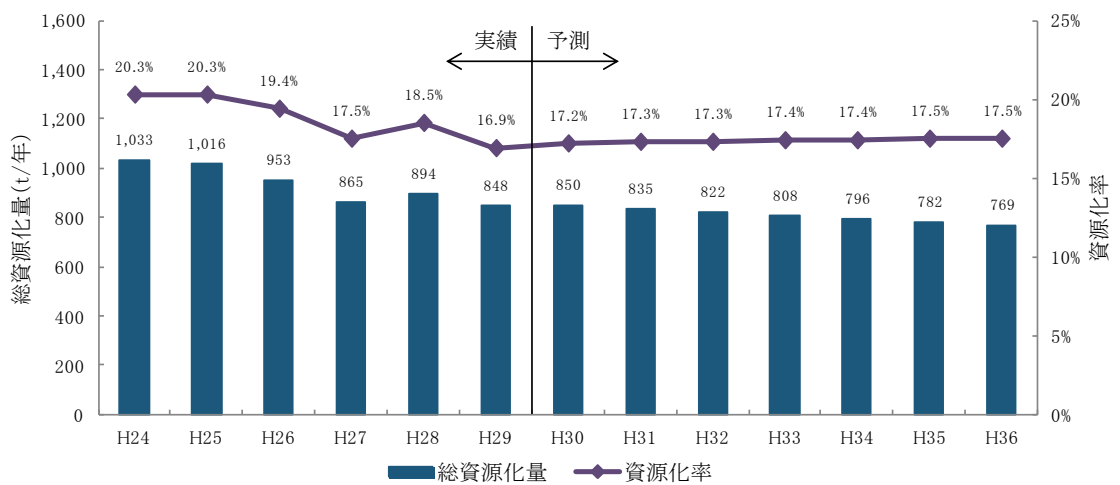


図8-2 利根町の総資源化量の推移

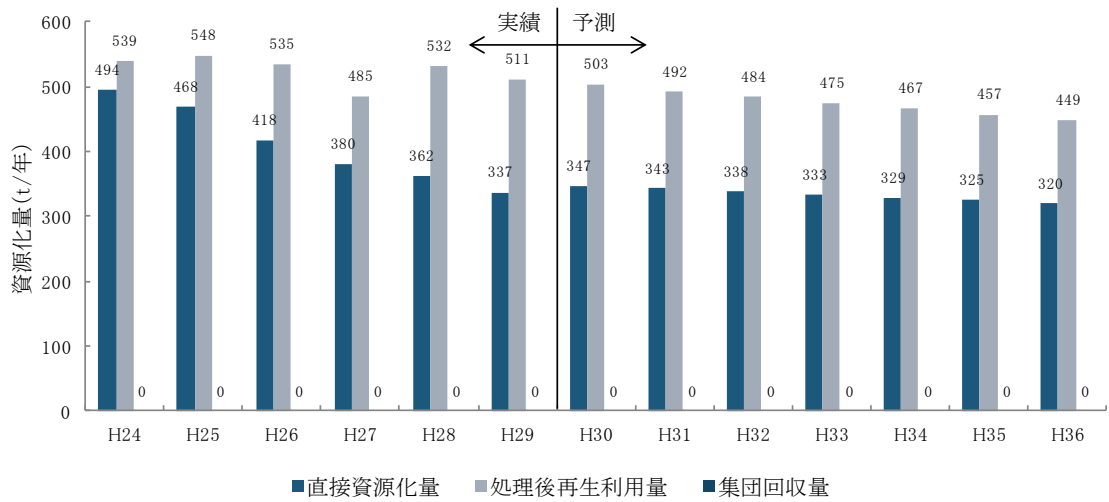


図9-2 利根町の各資源化量の推移

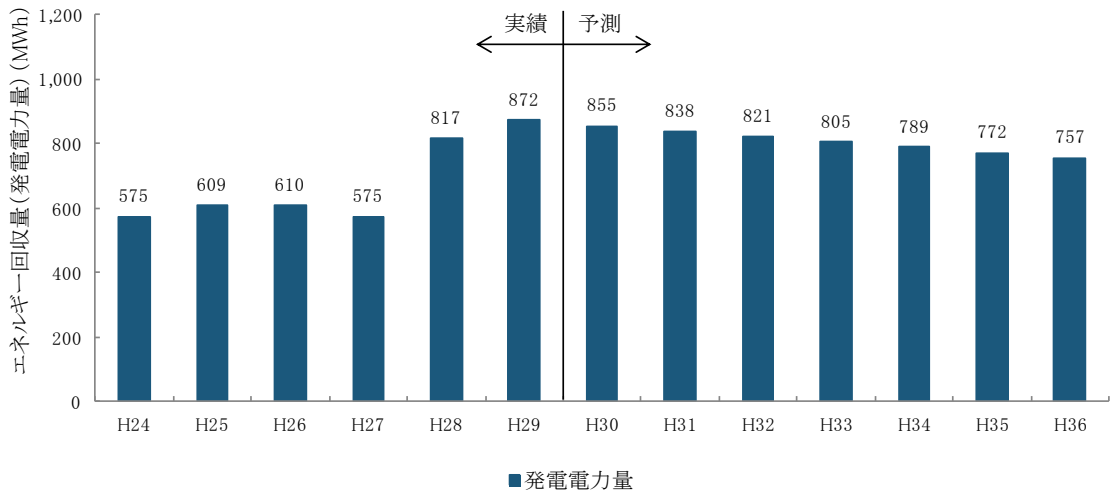


図10-2 利根町の発電電力量の推移

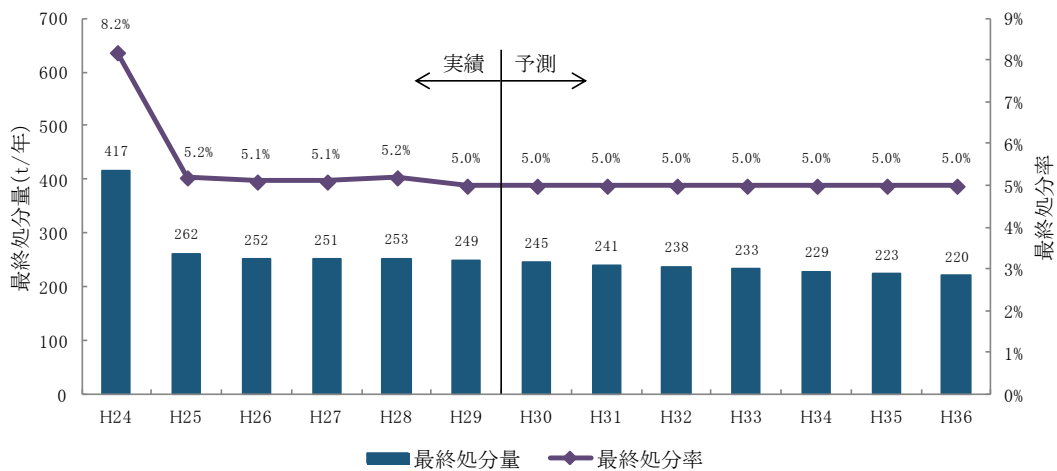


図11-2 利根町の最終処分量の推移

<河内町>

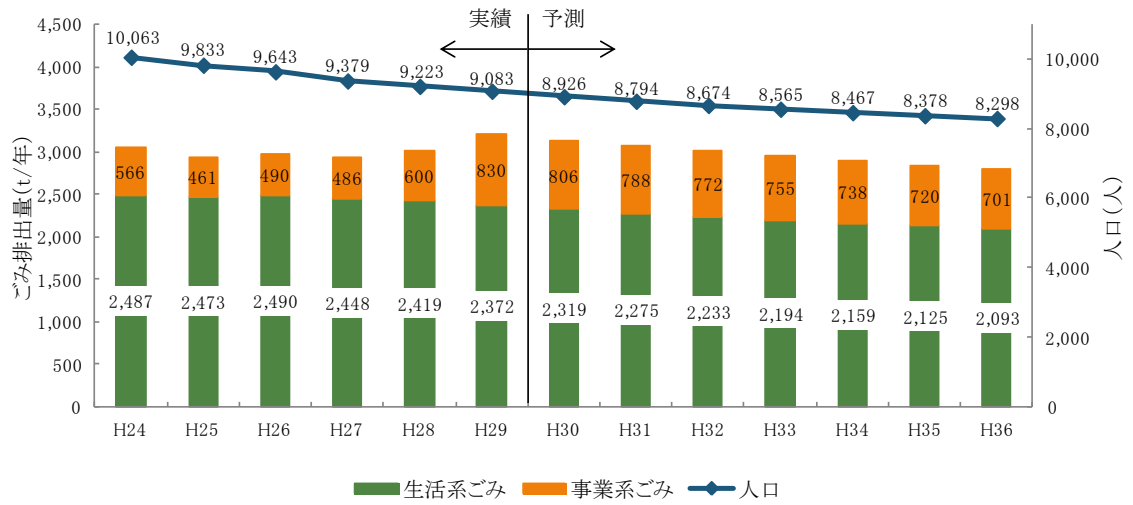


図6-3 河内町の排出量の推移

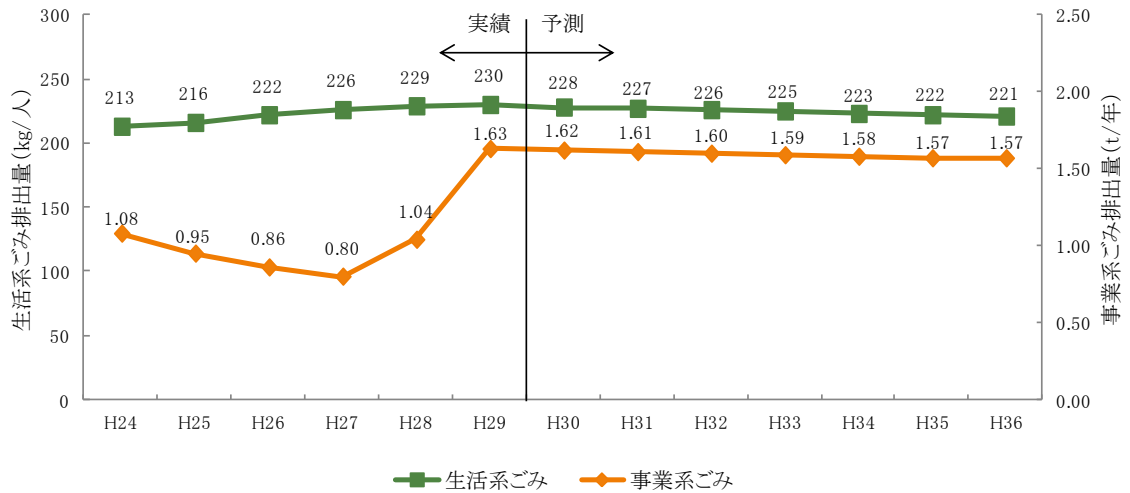


図7-3 河内町の1事業所当たり及び1人当たりの排出量の推移

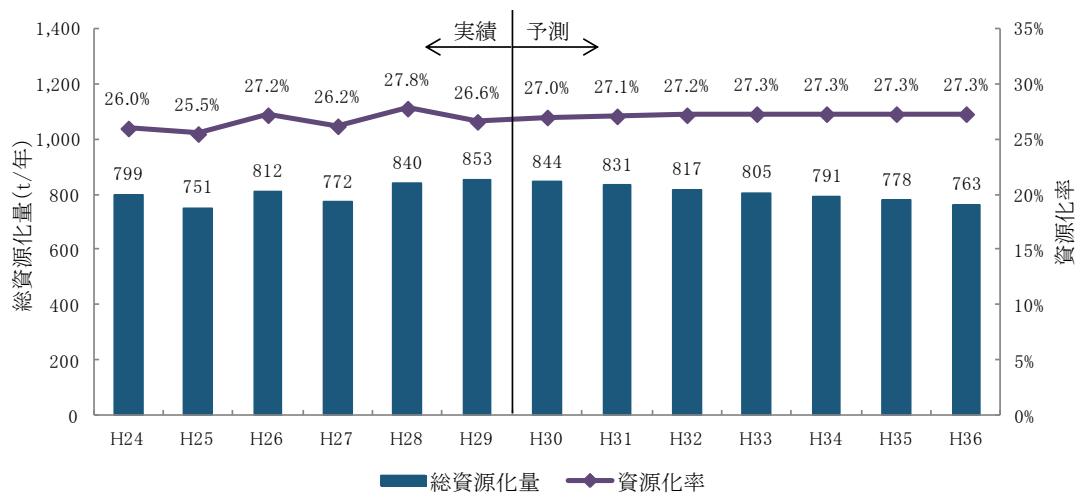


図8-3 河内町の総資源化量の推移

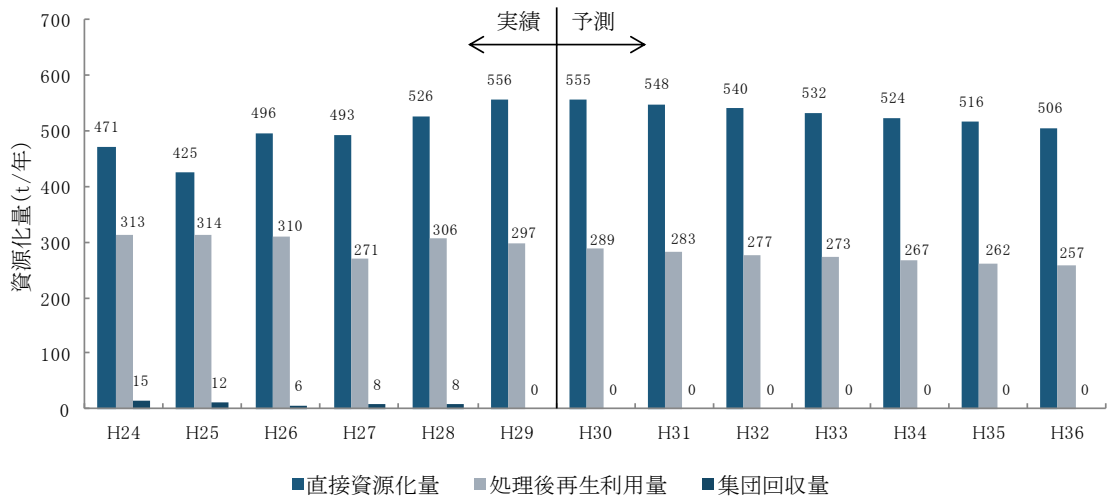


図9-3 河内町の各資源化量の推移

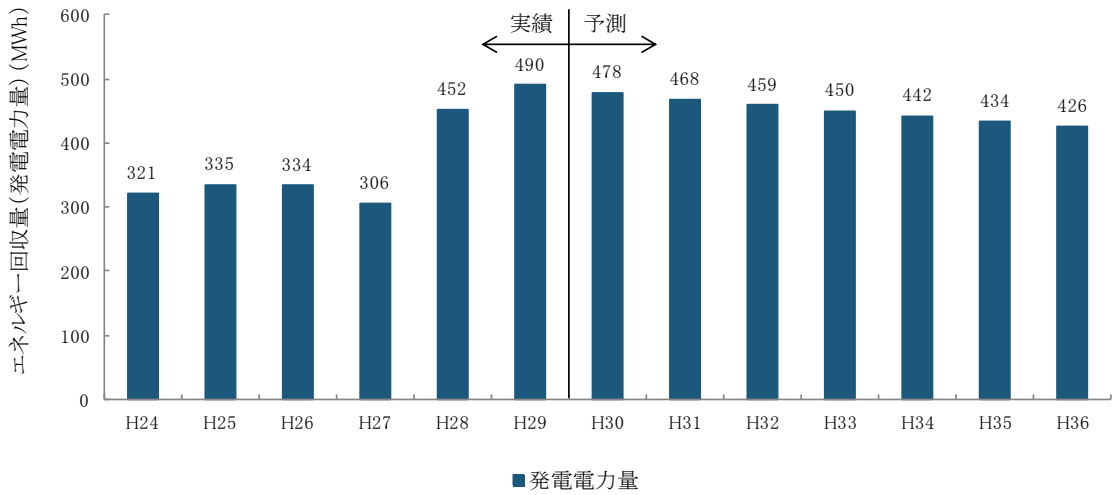


図10-3 河内町の発電電力量の推移

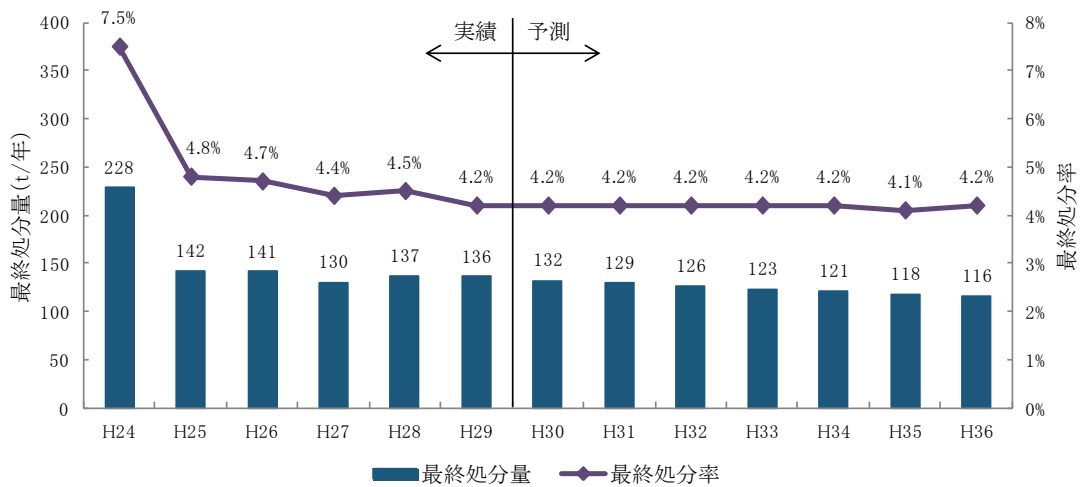


図11-3 河内町最終処分量の推移



添付資料5 分別区分説明資料

組合は、龍ヶ崎市、利根町、河内町を対象としている。生活系ごみの収集方法については、各市町による。また、会社や商店などの事業活動に伴い排出される一般廃棄物(事業系一般廃棄物)については、市町の許可を得た許可業者による収集もしくは自己搬入としている。個人の自己搬入(持ち込みごみ)についても有料で受け入れている。

〈龍ヶ崎市〉

区分	収集形態	排出方法	収集回数	摘要		
燃やすごみ	委託	「燃やすごみ専用」の指定袋	週3回	生ごみ類、紙おむつ、革類、プラスチック類、ゴム類、資源物にならない布類(毛布・カーテン・カーペット等)等		
燃やさないごみ	委託	「燃やさないごみ専用」の指定袋	月2回	食器・せともの、ガラス類、金属類・カミリ・釘・針、使用済み小型家電製品等		
有害ごみ	委託	透明・半透明の袋に入れて、燃やさないごみの日に出す	月2回	蛍光灯、乾電池		
廃家電品	直取	市へ依頼(有料)	予約制	テレビ・エアコン・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機(家電販売店に引き取りしてもらえない場合)		
使用済み小型家電	拠点	回収ボックスでの回収(従来どおり「燃やさないもの」としても回収できる)	随時	電話機・携帯端末、携帯音楽プレーヤー、据置・携帯型ゲーム機(窓口のみで受付) デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、パソコン用ディスプレイ(液晶タイプ及びCRTタイプ)、ディスプレイ一体型パソコン		
資源物	紙類	委託	ひもで縛る	資源物回収ステーション(月2回)及びサンデーリサイクル(週1回)	ダンボール、新聞紙・チラシ、雑がみ、紙パック	
	布類	委託	ひもで縛る		古着・シーツ等	
	白トレ	直取	白トレ回収網袋		肉や魚、野菜、果物等が入った真っ白な皿状のトレ	
	ペットボトル	委託	ペットボトル回収網袋		飲料用、酒用、しょうゆ用、しょうゆ加工品用、みりん風調味料用、食酢用、調味酢用、ドレッシングタイプ調味料用のペットボトル	
	カン	委託	コンテナ		飲料用カン、一斗缶	
	ビン	委託	コンテナ(無色透明、茶色、黒色、青・緑色(その他)の4種類)		飲食物用ビン	
	木くず類	委託	ひもで縛る		資源物回収ステーション(月2回)	家庭の庭木から出た剪定枝、木製家具等を解体した板状の木くず類等
	廃食用油	直取	回収容器(ポリ容器)		拠点回収(コミュニティセンター等)及びサンデーリサイクル	家庭で使用済みとなった植物性油
ペットボトルキャップ	直取	回収容器(カゴ)		ペットボトルキャップ(飲料用)		
粗大ごみ	直取	「粗大ごみ処理券」を貼付又は直接搬入	予約制	長さ(最も長い部分)が1メートル以上、または重さが20キログラム以上のごみ。家具(たんす、机、テーブル、ソファ、ベッド)、自転車等		
収集しないもの デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、パソコン用ディスプレイ(液晶タイプ及びCRTタイプ)、ディスプレイ一体型パソコン、土砂、石、レンガ、コンクリート、建築廃材、産業廃棄物、在宅医療廃棄物(注射針等)、タイヤ、自動車部品、二輪車(原動機付自転車を含む)、バッテリー、農業用ビニール、農機具、有害物質(農薬・殺虫剤)、爆発物(ガソリン・シンナー・ガスボンベ等)、オイル						

出典:平成30年度ごみ・資源物の出し方パンフレット

《利根町》

区分	収集形態	排出方法	収集回数	摘要	
もえるごみ	委託・直営	指定袋	週2回	生ごみ、紙おむつ、CD・DVD、ビニール製品、皮革製品、ビデオテープ、木くず・落葉、プラスチック類、カイロ、保冷剤、乾燥剤	
		ひもで縛る		剪定枝、木くず	
		指定ステッカー		ふとん、毛布、絨毯等	
もえないごみ	委託・直営	指定袋	月3回	金属製品、使用済み小型家電類、せと物・鉢物、電球、針、カミソリ、ワレモノ等	
		中を確認できる袋		蛍光灯、電球型蛍光灯	
使用済み小型家電	拠点	回収ボックスでの回収	随時	電話機・携帯端末、携帯音楽プレーヤー、据置・携帯型ゲーム機等	
資源物	乾電池	委託・直営	中を確認できる袋	月2回	乾電池
	紙類	委託・直営	ひもで縛る		ダンボール、新聞(広告含む)、紙バック、雑紙・雑誌
	衣類	委託・直営	透明の袋		古着等
	食品用白色トレイ	委託・直営	透明の袋		食品用白色トレイ
	ペットボトル	委託・直営	回収用ネット		識別表示マークがついている飲料用、酒用、しょうゆ用のペットボトル等
	空き缶	委託・直営	回収用袋		飲料用缶、一斗缶等
	空きビン	委託・直営	コンテナ(白・茶・黒・青緑(その他)の4種類)		飲食物が入っていたビン
粗大ごみ	委託・直営	指定ステッカー	月2回	袋に入らない大型ごみ、家具類、自転車、レジャー用品	

収集しないもの

家電リサイクル品、パソコンリサイクル、事業系ごみ、引越しごみ、土砂、石、レンガ、コンクリート、アスファルト、新改築等でごみ、ポンプ、モーター、浴槽、ボイラー、洗面台(ホーロー)、医療系廃棄物、自動車部品、タイヤ、バッテリー、農機具類、農業用ビニール、農業等、有害物質、ガスボンベ、ペットの死体、鉄筋、鉄パイプ、焼却灰、ピアノ、耐火金庫、宗教にまつわるもの、仏壇、爆発物(ガソリン、シンナー・オイル・石油等)、産業廃棄物等、バイク、その他

出典:ごみと資源の出し方

《河内町》

区分	収集形態	排出方法	収集回数	摘要	
燃えるごみ	委託・直営	指定袋・ステッカー	週3回	生ごみ、ゴム・皮革製品、再生できない紙類、木・落葉類、容器包装プラスチック、ビニール、発泡スチロール、プラスチック(カセットテープ類、ペットボトルのキャップ類)	
燃えないごみ	委託・直営	指定袋・ステッカー	月1回	せと物、ガラス類、蛍光灯、鏡、使用済み小型家電、鉄類(ナベ、ヤカン、フライパン等)	
使用済み小型家電	拠点	役場本庁舎にある専用回収ボックスでの回収(パソコンは都市整備課)	随時	電話機・携帯端末、携帯音楽プレーヤー、据置・携帯型ゲーム機、ビデオカメラ、デジタルカメラ、MDプレーヤー、ICレコーダー、CDプレーヤー、テープレコーダー、VICSユニット、ETC車載ユニット、電子辞書、パソコン(チューナー搭載は不可)	
資源物	乾電池	委託・直営	コンテナ・公共施設に設置してある赤色の回収ポスト(随時)	月2回	アルカリ電池、マンガン電池、ボタン電池、充電式電池、オキシライド電池
	紙類	委託・直営	ひもで縛る	月2回	ダンボール、新聞紙(チラシ含む)、雑紙・雑誌、紙バック
	布類	委託・直営	ビニール袋		古着
	白トレイ	委託・直営	白トレイ専用袋		食品用の白色トレイ(発泡スチロール)
	ペットボトル	委託・直営	集積所のペットボトル専用袋		リサイクル表示のもの
	缶・鉄類	委託・直営	コンテナ		ジュース缶、油缶、一斗缶
	ビン	委託・直営	コンテナ(無色透明、茶色、黒色、青・緑色(その他)の4種類)		飲料用・食用の空きビン
粗大ごみ	委託・直営	指定ステッカー	月1回		家具類、家電製品、寝具類、レジャー用品、自転車、その他

収集しないもの

事業系ごみ、家電リサイクル対象製品、タイヤ、バッテリー、自動車の部品、農機具類、農業用ビニール、ボイラー・水中ポンプ、モーター、レンガ、コンクリート、石、瓦、アスファルト、鉄骨、爆発の危険性があるもの(ガソリン・シンナー等)、農業、有害物質、医療系廃棄物、ペットの死骸、新改築で出る建築廃材等、バイク、焼却灰

出典:ごみ・資源物の出し方・分け方